

### 「金融サービス仲介業の利活用に向けた措置・要望事項（案）」

#### に関するアンケート調査結果 概要

2025 年 9 月 9 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

#### ○ 調査の要領

##### 1. 目的

金融サービス仲介業の利活用に向けて本協会が検討を行っている措置・要望（案）について、広く意見・要望を伺うことを目的に実施した。

##### 2. 実施時期および実施方法

2025 年 6 月 6 日（金）から同年 7 月 7 日（月）にかけて、本協会ホームページに掲載、Web アンケートにより実施

##### 3. 項目

別紙「『金融サービス仲介業の利活用に向けた措置・要望事項（案）』」に関するアンケート調査項目」のとおり。

##### 4. 寄せられた意見・要望

30 先（個人・団体）、延べ 450 件

#### I. 結果の概要

##### I-1 金融サービス仲介業者が取扱うことができる金融商品・サービスの拡充

###### 1. 預金等媒介業務（銀行分野）

（1）媒介先・相手方金融機関に「政府関係金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）」の追加

###### 【措置・要望】

- ・ 必要である 17 件
- ・ 必要ない 2 件
- ・ どちらとも言えない 6 件

###### 【主なコメント】

- ・ 幅広い金融機関を顧客に提案したいと考えおり、追加が多ければ良い。
- ・ 顧客からみれば政府関係金融機関、民間金融機関に特に違いはないと思われる。
- ・ 融資の申し込みが出来る商品は、民間金融機関の貸付と同様であり、特に対象外

とする要件は考えられない。

(2) 事業向けの規格化された貸付商品の貸付上限額 1,000 万円の引き上げ

【措置・要望】

- ・ 必要である 20 件
- ・ 必要ない 2 件
- ・ どちらとも言えない 3 件

【主なコメント】

- ・ 顧客の出店に対する融資などの資金ニーズが発生する際に、上限 1,000 万円を超える場合がある。
- ・ 銀行代理業における規定の制約もあるところ、例えば、融資サポート業務のような業務に限って引き上げ対象とするなど、金融サービス仲介業特有の媒介内容に限定するのも一案ではないかと考える。

(3) 個人向けカードローンの取扱いの解禁

預金等媒介業務および貸金業貸付媒介業務における個人（消費者）向けカードローンの取扱いの解禁

【措置・要望】

- ・ 必要である 15 件
- ・ 必要ない 3 件
- ・ どちらとも言えない 8 件

【主なコメント】

- ・ カードローンは約 8.5 人に 1 人の割合で広く利用されており、「高度に説明を要する金融商品・サービス」ではないと思う。
- ・ 各銀行では個人向けカードローンの限度額が決まっており、また、当初多重債務になるリスクが考えられたが、金融サービス仲介業者は信用情報機関も利用出来ることとなっている。今までは、金融市場のニーズとのギャップが一層深くなってしまう。
- ・ 既に金融サービス仲介業以外による媒介（エンベデットファイナンス）が先行して普及しているため、どちらとも言えない。

## 2. 保険媒介業務（保険分野）

### (1) 取扱うことができる保険商品の拡大

#### ① 死亡保険（終身保険）等の取扱いの解禁

死亡保険（終身保険）、火災保険（建物に係る火災保険）およびレジャー団体保険以外の団体保険の取扱いの解禁

#### 【措置・要望】

- ・ 必要である 21 件
- ・ 必要ない 1 件
- ・ どちらとも言えない 5 件

#### 【主なコメント】

- ・ 現行制度では取扱できる保険商品が限定的であるため、金融サービス仲介業・保険媒介業務の登録・参入のメリットがない。
- ・ 特に金融サービス仲介業者は、実質的に保険会社の傘下にある保険代理店と異なり、保険会社に縛られることなく、純粋に第三者の立場から複数の保険商品を比較検討できる立場にあることから、取扱いを可能とすべきである。

#### ② インターネットで保険商品を提供する場合には、ネット保険代理店等と同様の保険商品の取扱いの解禁

#### 【措置・要望】

- ・ 必要である 20 件
- ・ 必要ない 1 件
- ・ どちらとも言えない 5 件

#### 【主なコメント】

- ・ 既にインターネットで加入できる死亡保険も多く出ており、死亡保険などの保険契約の媒介は、ネット保険と同等の保険商品の取扱いを可能とすべき。
- ・ 金融サービス仲介業は、元々、ネット事業者との相性がよい。特にネット事業者によっては、家計簿アプリをはじめ常時ユーザーとの接点を構築、データを分析してユーザーの経済状況を把握できるなど、最適な保険商品を媒介できるプラットフォームを保有しており、当該プラットフォームを活かした媒介業務が可能であるにもかかわらず、従来のネット保険代理店との間に商品取扱いの制限を設ける必要性は薄い。
- ・ 高度な説明を要するかどうかの基準が「保険金額」というのは、説得的ではないと

考える。

(2) 保険金の上限額の撤廃・引き上げ

① 保険商品（特定保険契約を除く。）の保険金の上限額の撤廃またはその額の引き上げ

【措置・要望】

- ・ 必要である 21 件
- ・ 必要ない 1 件
- ・ どちらとも言えない 5 件

【主なコメント】

- ・ 現状保険金の上限額が低く、顧客に必要な保障額・補償額を実現できないと考えており、保険金の上限額の撤廃が必要である。
- ・ 保険金の上限額の規制は、実質的には、保険会社の傘下にある保険代理店のビジネスを守ることを目的として設けられたものと認識している。現状、金融サービス仲介業者は、上限額があることから、例えば、独身者向けの保険の取扱いが考えられるが、ユーザーが結婚後は保険代理店等に乗り換えてもらう必要がある。現制度ではこうした手間をユーザーに強いている状況にある。また、ビジネスの観点から見た場合、少額の保険商品を開発したとしてもマーケットが限定されるうえ、保険商品投入時の初期コストを鑑みた場合、現状の上限額の設定は赤字に近い状況となることが目に見えており、あえて金融サービス仲介業を意識した保険商品を開発するメリットが極めて少ない状況にあると考える。現状金融サービス仲介業の保険媒介業務の取扱い会社は2社であることからもわかるとおり、保険媒介業務は、参入メリットが少ないと認識されている。上限額の完全撤廃は難しいとしても、例えば、生命保険については2,500万円程度まで引き上げるべきと考える。
- ・ 高度な説明を要するかどうかの基準が「保険金額」というのは、説得的ではないと考える。

② 個別保険商品の保険金の上限額の撤廃・引き上げ

例えば、定期死亡保険、学資保険・こども保険、個人年金保険、養老保険、医療保険・がん保険、傷害保険、介護保険、自動車保険など顧客のニーズがあり、日常生活に定着していると考えられる保険商品について、個別商品ごとの保険金の上限額の撤廃またはその額の引き上げ

#### 【措置・要望】

- ・ 必要である 22 件
- ・ 必要ない 1 件
- ・ どちらとも言えない 4 件

#### 【主なコメント】

- ・ 現状保険金の上限額が低く、顧客に必要な保障額・補償額を実現できないと考えており、保険金の上限額の撤廃が必要である。
- ・ 例えば、子ども 1 人の教育資金は 1,000~2,000 万円と言われるが、死亡保障付きの学資保険の場合、上限額が影響する。現実に即した上限額を設定すべきである。
- ・ 高度な説明を要するかどうかの基準が、「保険金額」というのは、説得的ではないと考える。

### 3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

- 取り扱うことができるセキュリティトークン（ST）の拡大  
受益証券発行信託 ST の上場要件の撤廃

#### 【措置・要望】

- ・ 必要である 19 件
- ・ 必要ない 2 件
- ・ どちらとも言えない 6 件

#### 【主なコメント】

- ・ 取扱商品が広がるのは顧客にとってメリットであり、電子データであるからといって、直ちに、高度な説明が必要であるとは言えないと思う。
- ・ 非上場の不動産セキュリティトークンが中長期的には取り扱い可能となることは賛同するが、上場商品と比較して顧客に対する商品説明の難易度が高いと考えられていることから、現状証券会社が行っている自主的な勧誘規制と同水準の顧客保護の仕組みが必要と思われる。

### 4. 信託商品の取扱いの解禁

- 新たに業務の種別に「信託媒介業務（仮称）」を加え、資産形成や資産承継、財産管理などに関する信託商品・サービスの取扱いの解禁

#### 【措置・要望】

- ・ 必要である 20 件
- ・ 必要ない 8 件
- ・ どちらとも言えない 1 件

#### 【主なコメント】

- ・ 取扱商品が広がるのは顧客にとってメリットであり、信託であるからといって、直ちに、高度な説明が必要であるとは言えないと思う。
- ・ 中長期的には実績配当型合同運用金銭信託の取り扱いが検討されうる。
- ・ 資産形成や承継などは信託における一連の商品・サービスとして関連性が高いと考える。
- ・ 信託商品の提案機会が生まれることには肯定的だが、金融サービス仲介業特有の取扱商品・サービスの制限が入るのであれば、既存の信託業に関するライセンスを取得・利用すれば良く、どちらとも言えない。

### I-2 金サ業者に対する業規制の見直し

#### 1. 保証金の供託義務の緩和

最初の事業年度に供託する保証金の額 1,000 万円の引き下げ、または 1 つの業務ごとにより低い金額の設定

#### 【措置・要望】

- ・ 必要である 19 件
- ・ 必要ない 4 件
- ・ どちらとも言えない 4 件

#### 【主なコメント】

- ・ 供託金の供託は、事業者にとっては初期投資と同様の位置づけであり、かつすぐに投資資金を回収できるビジネスではないことから、投資対効果の観点からも大きな参入障壁となっており、その結果、スタートアップ企業や地方の事業者による参入が期待できない状況を作ってしまっている。顧客への損害賠償責任の観点から一定額は必要であることは理解できるものの、引き下げは必要と考える。
- ・ 事業者にとって利用できない 1,000 万円は、キャッシュフロー上マイナスになるので廃止を要望する。
- ・ 業務ごとにより低い金額の設定を要望する。
- ・ どの分野・業務でも、また、行う業務数が異なっている場合も、同一の金額である

根拠が不明である。

- 金融サービス仲介業者については、一定のハードルを設けることで、顧客への商品提案、サービスを提供する事業者であるとの区別が必要と考える。そのため、保証金の額の引き下げを行う場合は、他の判定基準の設定（業務品質、顧客対応の体制の観点での基準）は一定程度必要と考える。

## 2. 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

顧客に対する契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

### 【措置・要望】

- 必要である 21 件
- 必要ない 4 件
- どちらとも言えない 2 件

### 【主なコメント】

- 金融サービス仲介業者は、媒介のみを行う者であり契約そのものを締結する者ではないため、交付義務は撤廃すべきである。
- 金融サービス仲介業者は、金融サービスの「仲介」にとどまり、仲介後の取引が成立した際に金融機関等が発行・交付する「契約締結時交付書面」にて、十分に同書面を交付する目的は達成していると考える。また、現行の対応では、「2重の報告書」を顧客に提示しているため、顧客に混乱を与えていたい可能性がある。
- 金融サービス仲介業者は、契約の当事者になるわけがないにもかかわらず、作成・保存義務が課され業務効率が悪く廃止していただきたい。

## 3. 貸付媒介業務に係るルールの統一・統合

預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールの統一・統合

### 【措置・要望】

- 必要である 19 件
- 必要ない 1 件
- どちらとも言えない 6 件

### 【主なコメント】

- ワンストップで様々な金融商品を提供することが金融サービス仲介業の目的である

ならば、類似の機能がある金融商品は同一のルールに服すべきであると考える。

- 同一のサービスを提供するにもかかわらず、既存の金融仲介業者の規制の準用によって差が出るのは矛盾があり、やめてほしい。

### 3-1 貸付媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の見直し

#### (1) 預金等媒介業務

貸付媒介業務で営業所等に配置する法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者の貸付け業務経験要件の撤廃

##### 【措置・要望】

- |             |      |
|-------------|------|
| ・ 必要である     | 17 件 |
| ・ 必要ない      | 2 件  |
| ・ どちらとも言えない | 6 件  |

##### 【主なコメント】

- 当社において対面での預金等媒介業務の貸付けを検討する際に、当該要件のハードルが高く、参入が難しい。
- 法令等遵守責任者は、原則として、各営業所への配置が求められるが、金融人材が不足するなか貸付け業務経験者の採用が難しく、また、小規模多店舗の事業形態の事業者では業務内容・リスクからみて過重な負担となっていると思われる。例えば、証券分野のように、本社に法令等遵守統括責任者を置き、複数の営業所を一の営業単位として、当該営業単位に法令等遵守責任者を配置する体制を認めていただきたい。

#### (2) 貸金業貸付媒介業務

##### ① 常務に従事する役員の貸付け業務経験要件（年数要件（3年）を含む。）の撤廃

##### 【措置・要望】

- |             |      |
|-------------|------|
| ・ 必要である     | 13 件 |
| ・ 必要ない      | 4 件  |
| ・ どちらとも言えない | 8 件  |

##### 【主なコメント】

- 常勤役員ではなくても雇用契約上の上級従業員でもガバナンス上問題はないと思う。
- 既存の仲介事業者を優遇するものと考える。

② 各営業所等に配置する常勤の役職員の貸付け業務経験要件（年数要件（1年）を含む。）の撤廃

【措置・要望】

- ・ 必要である 14 件
- ・ 必要ない 3 件
- ・ どちらとも言えない 8 件

【主なコメント】

- ・ 当社において対面での貸金業貸付媒介業務を検討する際に、当該要件のハードルが高く、参入が難しい。
- ・ 既存の仲介事業者を優遇するものと考える。

### 3-2 営業所等の法令等遵守統括責任者等の配置要件の緩和

預金等媒介業務において営業所等に配置する法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者について、派遣または委任の方法による確保の容認

【措置・要望】

- ・ 必要である 16 件
- ・ 必要ない 3 件
- ・ どちらとも言えない 6 件

【主なコメント】

- ・ 当社において対面での預金等媒介業務を検討する際に、当該要件のハードルが高く、参入が難しい。
- ・ 法令は随時アップデートされるものであり、拠点に従業員・責任者を設置すれば対応できるものでもなく、目的と手段が一致していないと考える。

### 4. 有価証券等仲介業務を行う役員の範囲の拡大

金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務）の登録にあたり、外務員資格試験に合格し、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有していることが求められる有価証券等仲介業務を行う役員について、取締役に加え、同業務を統括する執行役員が同要件を充足することによる代替、配置の容認

【措置・要望】

- ・ 必要である 18 件

- ・ 必要ない 1 件
- ・ どちらとも言えない 8 件

【主なコメント】

- ・ 現在会社法上の役員（取締役等）とされており、かなり該当者が限定され代替が効かないため、突発的な役員交代等が発生すると業務が停止する可能性があることが懸念され、執行役員の代替を要望する。

**II. 金融サービス仲介業の利活用に向けたご意見・ご要望について（上記 I 以外のもの）**

**1. 信託の受益権の取扱いの解禁**

信託の受益権（注）の取扱いの解禁

（注）金融商品取引法 2 条 2 項 1 号「信託の受益権」。金融サービス仲介業者は、いわゆる「第二項有価証券」としてその取扱いが認められていない。

**2. 貸付型ファンドの取扱いの解禁**

第二種金融商品取引業者が提供する貸付型ファンド（金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 10 号で定める貸付事業等権利をいう。）の取扱いの解禁

**3. 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃**

投資顧問契約または投資一任契約の締結の媒介について、取扱制限（高度に専門的な説明を必要とする商品）の撤廃

**4. 提供金融機関の拡大**

金融サービス仲介業者による住宅ローンの仲介に協力いただける金融機関が増えるよう尽力いただきたい。

**5. 金融サービス仲介業者が利用できる信用情報機関の拡大**

金融サービス仲介業者・正会員が、日本信用情報機構（JICC）以外の信用情報機関を利用出来るよう尽力いただきたい。

以上